

1. 開催時期

令和7年8月5日～8月21日（書面）

2. 回答者（健康保育研究協議会委員）

小口委員、篠本委員、大前委員、佐藤委員、松永委員、武智委員、松本委員、田村（耕）委員、小野委員、高橋委員、土井委員、伊藤委員、中江委員、大島委員、田村（由）委員、大瀧委員
計16名

3. 協議事項とまとめ

（1）「ぎょう虫卵検査について」

【協議事項】

平成27年の学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、船橋市保育所等における寄生虫卵（ぎょう虫卵）検査について健康保育研究協議会にて協議し、平成28年度より公立保育園では年に2回実施していた検査を1回にして継続してきた。5年後の令和2年度の協議会の見直しの機会では、少ない人数ではあるが陽性者が出ている状況から、可能であれば年1回の検査を継続とした。その際に、ぎょう虫検査を終了する目安として、「公立保育園全体で陽性者0名が少なくとも2年続いた場合」、「ぎょう虫卵検査を行う業者がなくなった場合」、「近隣市が全て中止している場合」としていた。その後、更に5年経過したが、陽性者は数名ほど出ており、0名が2年続くことはない。今年度になり、ぎょう虫卵検査のピンテープを取り扱っていた業者が、来年度はぎょう虫卵検査の取り扱いを行わないこととなり、ぎょう虫卵検査の継続が難しい状況となった。近隣市でも1市以外検査をとりやめている状況を踏まえ、船橋市でのぎょう虫卵検査の継続について協議した。

【集計】

年1回を継続	0名
実施しない	16名

【結果】

ぎょう虫卵検査は、令和8年度より実施しない。

【意見まとめ】

市内でぎょう虫卵検査を扱う唯一の業者が来年度は取りやめるといったことから、検査の継続が難しい実情である。平成27年度の健康保育研究協議会で、ぎょう虫卵検査について、初回の協議をして以降約10年間、年1回の検査を継続する中でも、陽性者は出ていることから、今後も一定数いると考えられる。しかしながら、保育所という長い時間子どもたちが生活する場所でも集団感染にはなっておらず、学校保健安全法の一部改正理由の「学校でぎょう虫卵検査を継続する意義は低い」を、実証した形と捉えることが出来る。

現代の日本の衛生状況は格段に向上しており、今後も保たれると予想するが、海外からの感染症の流入などが時折問題点として上がっている。寄生虫についても同様であるが、衛生

を保つことで予防できることから、保育所内での保護者、園児、職員への衛生教育を徹底し、もしもぎょう虫を発見したり、ぎょう虫症と思われる症状と考えた場合の対応について、保育所職員で情報や知識を共有しておくことは今後も必須である。

ただし、今後の状況で、寄生虫卵検査の実施が望ましいとなった場合は再考する。

(2)「保育所等における医療的ケアガイドライン（船橋市）」の一部及び様式の改正について

【非公開】

(3)「保育所等におけるアレルギー対応マニュアル（船橋市）」の一部改正について

【非公開】